

第2部 各論

第1章

基本目標1 子どもの将来にわたる 健やかな成長を支援します

1 妊娠前から幼児期まで

【現状と課題】

○ 母子の健康支援

本市では、こども家庭センターを中心として、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長や発達を支援しています。

また、健康教育、相談事業等を充実し、安心して子育てが行えるような支援と乳幼児の疾病の早期発見や発達状況の確認に努めています。

今後も、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

○ 親子の成長と交流の場の支援

本市では、出産を迎える家族が、子育てに関する正しい知識を身につけ、子育てへの関心を高めることができるよう、体験教室を行っています。

また、子どもの健全な育成を促すため、相談事業や講座・講演を充実させ、家庭・地域における教育力の向上に努めています。

今後も、保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、ニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

○ 教育・保育施設の充実

本市では、乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本市独自の教育・保育の考え方を示す「高松っ子いきいきプラン」に基づき、希望する全ての子どもに質の高い教育・保育を提供しています。

就学前児童の保護者のニーズ調査では、母親の就労状況をみると、フルタイムでの就労の割合が高く、前回調査より増加しており、今後も、共働き世帯や変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため、柔軟な運営や利用者の声に基づいたサービスの充実が必要です。

基本施策（１）母子の健康支援

【基本方針】

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境の整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
妊婦健康診査事業	母子健康法第13条の規定により、本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。	健康づくり推進課
妊産婦歯科健康診査事業	妊産婦の歯科健診を行うことにより、妊婦の口腔保健の増進を図ります。	健康づくり推進課
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康づくり推進課
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする事業で、一定の期間、医療機関・助産所に入所、又は日帰りで通所し、母乳管理・もく浴の仕方・赤ちゃんのお世話について、自宅へ帰っても困らないように助産師等から具体的に教わることができます。	健康づくり推進課
産婦健康診査事業	産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。	健康づくり推進課
1か月児健康診査事業	新生児期特有の疾病の早期発見や育児の相談に対応するため、生後1か月頃に健康診査を実施します。	健康づくり推進課
乳児一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、乳児期（1歳未満）に健康診査（2回）を実施します。	健康づくり推進課
1歳6か月児健康診査事業	疾病及び異常の早期発見、また、疾病の予防や育児指導等を行い、健康の保持増進を図ります。	健康づくり推進課
3歳児健康診査事業	身体発育及び精神発達の面から重要な時期である3歳児に対し、医師等による健診を行い、疾病や障がいの早期発見及び早期対応を図ります。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
さくらんぼ教室 (マタニティ編) (子育て編)	多胎妊婦及び多胎育児中の家庭を対象に、多胎育児支援DVDの視聴や、多胎育児経験者との情報交換等により、多胎育児等についての知識や交流の場を提供します。	健康づくり推進課
多胎妊産婦支援事業	多胎妊産婦の負担感や孤立感の軽減を図るため、多胎妊婦や多胎家庭の元へ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や日常の育児・家事に関する介助を行います。	健康づくり推進課
母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、妊産婦及び乳児に牛乳等を支給します。(対象者は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児)	健康づくり推進課
離乳食教室 わん・つー・すりー	離乳開始前から離乳完了前までの乳幼児の保護者等を対象に、子どもの食育や離乳食について講習会を行い、食育に関する意識の向上や望ましい食生活に関する知識の普及を図ります。	健康づくり推進課
4か月児相談・乳児相談事業	乳児の疾病、発達遅れの早期発見や発育、栄養、育児等について助言し、健康の保持増進及び育児支援を行います。	健康づくり推進課
こども相談	精神発達の気になる幼児が健やかに成長するとともに、その保護者が安心して育児できるよう支援します。	健康づくり推進課
ことば相談	ことばの発達が気になる幼児を対象に、個別相談を行うことにより、幼児のことばの発達を促します。	健康づくり推進課
のびのび教室	精神発達面に課題のある幼児が、親子遊びを通してよりよい成長発達をし、親子の絆を深め、健やかに生活を送れるよう支援します。	健康づくり推進課
母子健康教育	乳幼児をもつ保護者等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。	健康づくり推進課
未熟児養育医療給付事業	母子保健法第20条に基づき、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	健康づくり推進課
自立支援医療(育成医療)給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待するものに医療の給付を行います。	健康づくり推進課
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち、特定の疾病について医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	健康づくり推進課
不妊治療支援事業	体外受精・顕微授精の治療に要する費用への助成事業(高松市ここのとり応援事業)の実施や、先進医療に位置付けられた不育症検査費用への助成を行うほか、新たに、保険適用外の不育症検査費・治療費への助成事業を実施します。また、関係機関と連携し、不妊に関する悩み等への相談・支援を行うとともに、不妊治療と仕事の両立支援を図るため、事業主や治療を受けながら働いている方に対する周知・啓発等に取り組みます。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
育児支援事業（ひまわり）	妊娠や育児への心配やとまどい等の育児不安を持つ保護者を対象に専門職による個別相談を行います。	健康づくり推進課
妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊婦であることの認定を受けた方に「妊婦支援給付金」を支給するとともに、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型相談支援を継続的に実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスに確実に結びつけます。	健康づくり推進課
相談事業（女性こころの相談）	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話で、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介します。	人権・男女共同参画推進課
こども家庭センター事業	健康づくり推進課内に設置されていた「子育て世代包括支援センター」と、こども女性相談課内に設置されていた「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深めます。子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応します。	こども女性相談課 健康づくり推進課
在宅当番医制事業	休日（日曜・祝日）に診療を行う医療機関を確保することにより、休日昼間の初期救急医療体制を保持します。	保健医療政策課
夜間急病診療所事業	一般の医療機関が閉まる時間帯に診療を行い、重症患者を二次救急医療機関へ転送するなど、夜間における救急医療体制を保持します。	保健医療政策課
病院群輪番制事業	輪番制により準夜帯及び深夜帯における二次救急医療体制を確保します。	保健医療政策課
予防接種事業	<p>予防接種法による定期予防接種 五種混合(四種混合、ヒブ)、二種混合、麻しん風しん、日本脳炎、BCG、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、水痘及びHPVワクチンの接種を勧奨します。</p> <p>風しん抗体検査・風しん予防接種 妊娠を希望する女性とその配偶者で風しん抗体検査後、免疫が不十分である者へ麻しん風しんワクチン接種費用の一部を補助します。</p> <p>骨髄移植等の医療行為により定期予防接種で獲得した免疫が消失又は低下した20歳未満の者を対象に、再接種に対する助成事業を実施します。</p>	感染症対策課



3歳児健康診査事業



こども家庭センター
(ネットワーク会議)



夜間急病診療所

基本施策（２）親子の成長と交流の場の支援

【基本方針】

- ・ 子育て中の保護者の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点事業等において、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。
- ・ 子どもの創造性や社会性を育むため、体験学習や地域活動などの充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課 こども保育教育課
こども未来ネットワーク会議開催事業	地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人の相互交流・情報交換を行うなど、連携・協働を図りながら、各種事業の効率的な実施方法の検討や、利用者への情報発信などきめ細やかな施策・事業の展開に役立てるため、「こども未来ネットワーク会議」を開催します。	子育て支援課
動物とのふれあい事業	民間施設等と連携を図りながら、子どもが動物と触れ合う機会を創出し、命を大切に作る心を育むための事業を実施します。	子育て支援課
子ども食堂等支援事業（再掲）	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課



地域子育て支援拠点

事業名	内容	担当課
児童厚生施設管理運営事業(児童館事業)(再掲)	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
こども家庭センター事業(再掲)	健康づくり推進課内に設置されていた「子育て世代包括支援センター」と、こども女性相談課内に設置されていた「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深めます。子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応します。	こども女性相談課 健康づくり推進課
地域子育て推進事業	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども保育教育課
地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	幼稚園が地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすことにより、地域全体の教育力の向上を図ります。	こども保育教育課
こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)(再掲)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる事業を行います。	こども保育教育課
こども未来館わくわく体験事業	こども未来館での様々な体験を通じて、子どもたちの夢を広げることを目的として、公募プログラム等を開催するとともに、開館記念日の11月23日には、こども未来館まつりを開催します。	こども未来館
子ども・子育て支援事業	みんなのひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊べるスペースとして、プレイルームは、幼児から小学2年生までの子どもと保護者が一緒に利用できるスペースとして、子どもと保護者の居場所を提供するとともに、子ども・子育ての相談対応を行います。	こども未来館
母子健康教育(再掲)	乳幼児をもつ保護者等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。	健康づくり推進課
さくらんぼ教室(マタニティ編)(子育て編)(再掲)	多胎妊婦及び多胎育児中の家庭を対象に、多胎育児支援DVDの視聴や、多胎育児経験者との情報交換等により、多胎育児等についての知識や交流の場を提供します。	健康づくり推進課
離乳食教室 わん・つー・すりー(再掲)	離乳開始前から離乳完了前までの乳幼児の保護者等を対象に、子どもの食育や離乳食について講習会を行い、食育に関する意識の向上や望ましい食生活に関する知識の普及を図ります。	健康づくり推進課
はじめてのパパママ教室	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対しての関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
親子農業体験教室（再掲）	地産地消や食育の推進を通じ、農業や食に対する理解を促進するため、未就学児や小学生とその保護者等を対象に、香南アグリーム等において、地場産農産物を活用した食育講座・収穫体験・料理教室等を実施します。	農林水産課
0才からのコンサート	乳幼児とその保護者（妊婦を含む）を対象に、親子で一緒に楽しめるクラシック・コンサートの鑑賞の機会を提供し、乳幼児をもつ保護者へのひとときの安らげる時間を提供するほか、乳幼児には幼い頃から音楽に触れる機会を提供し、音楽文化の創造に関心を深めることを目的とします。	文化芸術振興課
美術教育普及事業（再掲）	週末や長期休業期間を中心に、子ども向け又は親子向けの美術講座を開催し、現代のユニークかつ多様な素材や表現方法に触れてもらうことで、美術に対する関心を高め、美術的感性を養います。また、高松市美術館では「こども+（こどもアートスペース）」も積極的に活用します。	美術館美術課
家庭教育応援講座	就学時健康診断等、多くの保護者が集まる機会を活用し、講座を実施する小学校等に対し、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者を対象に子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直す機会を提供することで、家庭での教育力の向上を図ります。	生涯学習課
高松市きっずの森事業（再掲）	本市ホームページ「もっと高松」に設けている子ども向けサイト「きっずの森」において、子ども向け行事や図書館のおすすめの本等の情報を提供することで、子どもの体験活動や学習へのきっかけづくりを行います。	生涯学習課
未就学児の保護者向け「安全・安心なネット利用」講座（再掲）	インターネット利用の低年齢化を踏まえ、こども園、幼稚園を中心に、未就学児の保護者に対して、ネット・ゲーム依存対策を始めとする、安全・安心なインターネットの利用についての講話を行います。	少年育成センター
三世代交流事業	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター
高松市子ども読書まつり	市民の子ども読書に関する意識を高め、家庭・学校・図書館での読書活動を推進するため、ボランティア、学校、企業等と連携し、子どもたちが楽しみながら本と出会う機会を提供します。	中央図書館



家庭教育応援講座

事業名	内容	担当課
各種子ども向け事業	絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、各種子ども向け参加行事を行うことで、楽しい読書体験を提供し、読書に興味を持たせ、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します。	中央図書館
ブックスタート事業	健康づくり推進課及びブックスタートボランティアと連携、協力し、保健センターや保健ステーションで実施している4か月児相談時に、赤ちゃんとその保護者等に絵本パックを贈呈し、その利用方法と効用の説明を行うことで、発達段階に応じた読書活動を推進するとともに、生涯にわたる読書活動への動機付けを図ります。	中央図書館
子育て支援コーナー設置事業	図書館に求められる地域の課題解決支援の一環として、中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置し、子育て中の家庭や、子育ての援助を行う地域の人々などを対象に、図書や情報を利用しやすいコーナーに取りまとめて、提供します。	中央図書館
児童館管理運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権・男女共同参画推進課
託児タイム事業	若い子どもを持つ人が安心して、ふれあい交流サロン等を利用することができるよう、託児タイムを実施します。	人権・男女共同参画推進課



高松市子ども読書まつり



冬のおたのしみ会
(中央図書館 各種子ども向け事業)

子育て支援団体との協働

高松市は、地域の子育て支援団体の活動が活発なまちです。

これまで地域との協働により、地域子育て支援拠点（子育てひろば）の市内全域（31か所）での開設や、中学生と乳幼児とのふれあい事業の市内各中学校での実施に取り組んできました。

団体ごとに特色ある取組を展開していて、また、団体間のネットワークが構築されており、事業の質の向上や支援の拡充に繋がっています。

これからも、地域と協働し、地域全体での子育て支援を推進します。

基本施策（3）教育・保育施設の充実

【基本方針】

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、保育士の確保などによる待機児童の解消、一時預かり等の保育サービスの充実を図ります。
- ・ 全ての子どもたちの健やかな育ちを確保でき、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、学びと育ちの連続性の共通理解を含めた、職員間の連携や、職員の資質向上のための研修の充実に努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
公立保育所・幼稚園施設整備事業	教育・保育環境の向上のため、公立保育所・幼稚園において大規模改修工事等を実施します。	こども保育教育課
私立保育所施設整備補助事業	保育環境改善のため、保育所等の施設・設備の整備を支援します。	こども保育教育課
保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業	子どもの創造性を育む指導や援助の在り方についての取組を進めるため、絵画や造形などの専門家である芸術士を保育所・幼稚園等へ派遣し、それぞれの芸術分野を生かしながら、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていけるよう導きます。	こども保育教育課
掃除教育「ぴかぴかデー」	保護者や地域のコミュニティ協議会等との連携の下「ぴかぴかデー」として掃除教育を実践します。保護者や地域の方とともに園内及び周辺を掃除することで思いやりや社会貢献の精神を育みます。 市立幼稚園において、各校の実態に応じて、ぴかぴかデーを設定し、継続的に「掃除教育」に取り組みます。	こども保育教育課
延長保育事業	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行います。	こども保育教育課



保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業

事業名	内容	担当課
休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜、祝日の保育を実施します。	こども保育教育課
夜間保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、夜間の保育を実施します。	こども保育教育課
家庭支援推進保育事業	保育を行う上で、特に家庭環境等に配慮を要する児童について、きめ細やかな保育を実施します。	こども保育教育課
広域入所事業	里帰り出産などの理由により、居住地以外の市町村に所在する保育所等へ入所を希望する子育て家庭の保育ニーズに応えるため、広域入所(受託・委託)を円滑に実施します。	こども保育教育課
保育士確保対策事業	保育士不足傾向にある私立保育所等において、保育士を確保するため、期間限定で本市独自の事業を実施します。	こども保育教育課
認可外保育施設助成事業	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図るため、施設の運営に要する費用の一部に対して補助します。	こども保育教育課
認可外保育施設入所児童健康診断助成事業	認可外保育施設に入所している児童の健康診断に要する費用を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります。	こども保育教育課
すこやか認定保育所助成事業	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図るため、市が定める基準を満たした施設をすこやか認定保育所として認定するとともに、施設の運営に要する費用の一部を補助します。	こども保育教育課
農園体験・クッキング活動事業	栽培・収穫・調理を通して食に関する関心を高めたり、知識や技術が習得できるよう、農園体験やクッキング活動の推進を図ります。	こども保育教育課
給食担当者食育推進研修事業	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助や食事の提供ができるよう、保育所等給食担当者の研修会を実施し、資質の向上を図ります。	こども保育教育課
一時預かり事業	(幼稚園型) 幼稚園又は認定こども園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、長期休業日等に一時的に子どもを預かり、必要な保護を行います。 (一般型・余裕活用型) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行います。	こども保育教育課
こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる事業を行います。	こども保育教育課
スポーツ士派遣事業	各種目の専門性を有したスポーツ士を市内の保育所等に派遣し、運動遊びを通して、就学前の子どもに、体を動かす楽しさを体験してもらい、幼児の体力向上と運動習慣の定着を図ります。	こども保育教育課

事業名	内容	担当課
学校教育における食育推進事業（再掲）	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課
保こ幼・小連携・接続推進事業	「子どもの学びをつなぐ、持続可能な保こ幼・小連携・接続」を目指して、就学前施設で生まれた資質・能力を小学校教育を通じて更に伸ばしていくために、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教職員が、気軽に対話できる教職員関係の構築、子どもの学びの共有と分析、連携校区の実態に即した架け橋期のカリキュラムの充実、改善を重点とした取組を推進します。	総合教育センター 学校教育課 こども保育教育課
保育の質の向上のための研修事業	「第3期高松市教育振興基本計画」に示された子どもの資質・能力を高められるよう、「高松っ子いきいきプラン改訂版」等を踏まえ、保育所・こども園・幼稚園の教職員等を対象とした研修を行い、質の高い教育・保育を目指します。	総合教育センター



保育所・幼稚園等へのスポーツ士派遣事業

芸術士と子どもたち

高松市は、他市に先駆けて、「芸術士派遣事業」を実施しており、全国的にも注目されています。

この事業は、絵画や造形など様々な芸術分野に精通した「芸術士」を市内の保育所・こども園・幼稚園に派遣し、子どもたちの創造力を引き出す活動を行うものです。平成21年秋から始まったこの試みは、自治体が独自に取り組んだ保育支援の初の事例として、大きな反響を呼んでいます。

芸術士は、月2回のペースで各施設に訪れ、保育士や幼稚園教諭と連携しながら、子どもたちと一緒に絵を描いたり、造形をしたりします。その際、芸術士は子どもたちが自由に表現できるよう手助けをし、創造力や感性を育むためのアドバイスを行います。この取組は、子どもたちに新しい学びの場を提供し、創造的な人材を育てる一助となっています。

2 学童期・思春期

【現状と課題】

○ 教育環境の充実

本市では、総合的な学力向上を図るため、少人数学級の推進や外国語指導助手の配置など、きめ細やかな指導に取り組んでいます。また、豊かな人間性や社会性を育むため、読書活動や体験活動、就学前教育などの充実を進めています。

今後は、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、指導・運営体制の充実や一体的な推進が求められるほか、子どもの健全な育成を進めるため、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるための、道徳教育や情報モラル教育の取組が必要です。

○ 豊かな心と体づくり

本市では、子どもの健康の保持増進のため、運動に親しむ習慣づくりや体力の向上に取り組んでいます。

また、喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育や、睡眠習慣・ゲーム依存等の正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

今後も、子どもの健全な育成を促すため、子どもの自己管理能力、コミュニケーション能力の育成や、体験学習や地域活動などの多様な活動の場を提供することが必要です。

○ 安心して学ぶことのできる環境づくり

本市では、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図っています。

就学前児童の保護者のニーズ調査では、前回調査と比べ、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望が増加しており、その受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どもや自宅で過ごすことを希望する保護者も増えており、放課後児童クラブ（学童保育）以外の地域の子どものための多様なニーズに対応していくことも必要です。

基本施策（１）教育環境の充実

【基本方針】

- ・ 子どもたち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすきめ細かい教育を提供します。また、全ての子どもの学びを保障するため、家庭、地域及び関係機関と連携を図りながら、時代に応じた教育環境の整備・充実に努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
親子体験教室（公文書館）	公文書館や所蔵資料への関心を高め、その意義を認識し理解を深めるとともに、施設や資料の利用促進を図ることを目的に、夏休みに親子対象の体験教室を通じ、公文書館等への理解を推進します。	総務課（公文書館）
スマートシティたかまつ推進事業（放課後FACT-ory）	子どもの学びを地域で支えるための「地域学習プラットフォーム」を構築し、子どもの興味や好奇心と、地域の企業や団体等が持つ様々な情報とを、デジタル技術によって結び付け、子どもの学習や体験の選択肢を広げます。	デジタル戦略課
平和啓発推進事業	戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和意識の啓発・普及を図るため、各種イベントを開催します。また、子どもたちが戦争を知り、自ら平和について考える場を提供するため、こども未来館学習と連携して、市内の小学校4年生などを対象に平和学習を実施します。	人権・男女共同参画推進課
中学生と乳幼児とのふれあい事業	命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するため、中学生を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、赤ちゃんとのかかわり方や遊び方などの体験学習を行います。また、大学生等の若者世代がボランティアスタッフとして参加することで、就職や子育てについて前向きな気持ちを育む機会を提供します。	子育て支援課
保育体験事業（保育所・認定こども園）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども保育教育課
こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学4年生など）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学等）、プラネタリウム投影を実施するとともに、設備の充実を図ります。	こども未来館
こども未来館わくわく体験事業（再掲）	こども未来館での様々な体験を通じて、子どもたちの夢を広げることを目的として、公募プログラム等を開催するとともに、開館記念日の11月23日には、こども未来館まつりを開催します。	こども未来館

事業名	内容	担当課
環境学習支援事業	環境問題への意識啓発や環境に関する基本的知識の向上を図るため、環境活動団体と協力して、出前講座や環境ワークショップ、自然観察体験など、多様な環境学習を実施します。	環境総務課
南部クリーンセンター環境学習事業	自主企画事業である「施設見学・リサイクル工作会」では、万華鏡や円盤ホバークラフトなどの多彩なメニューのリサイクル工作を実施するほか、NPOを活用した「親子工作会」を開催します。また、一般の施設見学や小学4年生の「環境学習・施設見学」の際には、紙すきの体験講座を実施します。	南部クリーンセンター
水産教室事業	地場産の水産物のPRや水産業のイメージアップ、地域の人々との交流を通じた漁村の活性化を図るため、未就学児や小学生とその保護者等を対象に、料理教室や地引網体験などの水産体験教室を実施します。	農林水産課
市場DE自由研究	高松市の卸売市場の機能を皆様に知っていただくとともに夏休みの自由研究の題材として利用していただくため、夏休みに小学生親子を対象に、市場の仕組みや生鮮食料品等（水産物、青果物、花き）に関する体験講座や場内見学を実施します。	市場管理課
学校巡回芸術教室	小・中学生の情操教育の一助として、健全育成に資するため、学校巡回形式で、生の優良な芸術を鑑賞し、体験する機会を提供します。	文化芸術振興課
学校巡回能楽教室	小・中学生の情操教育の一助として、健全育成に資するため、学校巡回形式で、生の優良な芸術を鑑賞し、体験する機会を提供します。	文化芸術振興課
ものづくりふれあい教室	小・中学生を対象に、ものづくりの喜びを体験する機会を提供し、ものの大切さ、文化の創造に対する関心を深めます。	文化芸術振興課
親子文化財教室	文化財を身近に感じ、体験等を通じて後世へ継承していこうという意識を親子で共有することを目的として、小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・民俗や文化を学習します。	文化財課
夏休みに郷土高松の歴史を探ろう	夏休みに郷土高松の歴史研究を計画している小・中学生のため、現地見学・収蔵資料活用等により、郷土の歴史をわかりやすく楽しく学び、自分の力で成果物を作り上げる場となる講座を開催します。	文化財課
教育普及事業（伝統文化教室、各種講座の開催）	伝統文化の継承や古代の人たちの生活・知恵を学び、ものづくりの楽しさを体験し、郷土の文化や歴史を学ぶことができる場となる講座を開催します。	文化財課
常設展・企画展無料開放	子どもにも親しみやすいロビー展示・歴史クイズの実施などを通じて、高校生以下の来館を促します。児童生徒の学習に資するため、各館において高校生以下の観覧料を無料とします。	文化財課

事業名	内容	担当課
教育普及事業（埋蔵文化財センター体験学習）	体験学習を通して、ものづくりの楽しさを教えるとともに、郷土の文化や原始古代の技術に触れる機会を提供します。 ・低融点合金を用いた鋳造体験 ・樹脂粘土を用いた瓦製作体験 ・軟石による勾玉製作体験 ・瓦型消しゴム制作体験 ・土器制作及び土器焼き	文化財課
美術展覧会事業	年間を通じて、高松市美術館においては4展程度の特別展と4期程度の常設展を、塩江美術館では6展程度の企画展と3期程度の常設展を開催する中で、効果的に子どもや家族連れにも楽しんでもらえるような企画を行います。また、高松市美術館では、エントランスホール等を活用した無料の企画展示を実施します。	美術館美術課
美術教育普及事業	週末や長期休業期間を中心に、子ども向け又は親子向けの美術講座を開催し、現代のユニークかつ多様な素材や表現方法に触れてもらうことで、美術に対する関心を高め、美術的感性を養います。また、高松市美術館では「こども+（こどもアートスペース）」も積極的に活用します。	美術館美術課
常設展・特別展高校生以下観覧料無料	感性の発達が著しい時期に、良質の美術作品と間近に触れる機会を多く持ってもらうため、高校生以下の観覧料無料を継続します。	美術館美術課
水環境出前講座	台所や風呂、トイレなどの生活排水が、下水道や浄化槽によって、どのようにしてきれいになって川や海に戻るのかを知ってもらうため、関係機関との共催で学びの場を提供します。	下水道業務課
下水道施設見学	下水道事業への理解と関心を深めるため、下水道のしくみや役割等を学習する機会を提供します。	下水道施設課
外国人児童生徒等支援事業	外国人児童生徒等が在籍する小・中学校に、それぞれの外国語が堪能な者を定期的に派遣し、日本語指導や相談活動を行います。	学校教育課
学校図書館活性化推進事業	学校図書館用図書の一層の効果的活用を図るとともに、児童生徒の個性を伸ばす教育に資するため、学校図書館指導員を学校に配置し、情報提供等の支援を行います。	学校教育課
英語指導助手派遣事業	英語指導助手を招致し、高松市立学校に派遣することによって、英語教育の充実を図ります。	学校教育課
学校教育推進事業	総合的な学習の時間をはじめとする様々な教育活動の充実や、地域等の教育力の有効活用のために、各小・中学校に経費補助を行います。 小学校 47校2分校 中学校 22校2分校 研究指定校2校	学校教育課
学校・地域連携システム推進事業	学校が家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、学校運営協議会を各小・中学校に設置します。	学校教育課

事業名	内容	担当課
市費講師配置事業	小・中学校のうち、へき地教育対象校、生徒指導困難校等に、教育の充実に資するため市費講師を配置します。	学校教育課
スクールサポートスタッフ配置事業	スクールサポートスタッフの配置により教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課
学校図書館図書整備事業	高松市子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館図書資料の充実に図り、国の学校図書館用図書標準に沿った年次計画にて、学校図書館用図書の整備を図ります。	学校教育課
児童副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努めます。	学校教育課
研究指定校研究推進事業	国・県から研究指定校等事業を受けることで、学校課題の解決及び学校教育活動の改善・充実に図るとともに、教職員の資質・能力の向上を図ります。	学校教育課
小中一貫・連携教育推進事業	全小・中学校において、次の三つの視点の具現化を図る取組を推進します。 ・9年間を見通した系統的な教育課程 ・共通の視点で取り組む豊かな交流活動 ・小・中学校の教職員の意識改革	学校教育課
職場見学・体験学習	小・中学校、高校において、企業等への職場見学・体験学習等を含む進路学習の充実に図ります。	学校教育課
学校週5日制対応事業	コミュニティセンターにおいて、学校週5日制に対応した各種講座やイベントを開催します。	生涯学習センター
学校人権教育推進事業	市立幼稚園・こども園、小学校、中学校、高等学校に対し、人権教育教職員研修会の開催等を行い、教職員の人権教育に対する資質向上を図ります。	人権教育課
サンクリスタル学習事業	中央図書館では、市内の小学校高学年を対象に、所蔵本の配置構成や利用（貸出・返却・レファレンス等）の仕方などについて説明し、利用者カードを作成して実際に本を借りてもらうなど、今後の図書館利用につながる学習を行います。	中央図書館 文化財課
教職員研修事業	・教職員研修・要請訪問を中心に、学校に伴走しながら支援する研修を充実させます。 ・全国教育研修プラットフォーム（Plant）の円滑な稼働を推進します。	総合教育センター
情報モラル等指導支援事業	インターネットや各種アプリ等の利用に伴うトラブルから児童生徒を守るため、教職員を対象とした研修会を実施するとともに、アンケート調査等を通して実態把握に努め、「第2期高松市 ICT教育推進計画」に基づき、情報モラル・セキュリティに関する教育の推進を図ります。	総合教育センター
教育の情報化推進事業	情報モラル・セキュリティを含む児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、国の整備方針及び「第2期高松市 ICT教育推進計画」に沿って小・中学校に情報機器を配置するほか、情報モラル・セキュリティに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。	総合教育センター

事業名	内容	担当課
保こ幼・小連携・接続 推進事業（再掲）	「子どもの学びをつなぐ、持続可能な保こ幼・小連携・接続」を目指して、就学前施設で育まれた資質・能力を小学校教育を通じて更に伸ばしていくために、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教職員が、気軽に対話できる教職員関係の構築、子どもの学びの共有と分析、連携校区の実態に即した架け橋期のカリキュラムの充実、改善を重点とした取組を推進します。	総合教育センター 学校教育課 こども保育教育課



親子体験教室(公文書館)



中学生と乳幼児とのふれあい事業



環境学習支援事業
(リサイクル工作)



教育普及事業
(伝統文化教室、各種講座の開催)



美術展覧会事業



水環境出前講座

基本施策（２）豊かな心と体づくり

【基本方針】

- ・心と体の健康づくりを通じて、自身の健康・体力についての関心を高め、自己管理能力を高めたり、主体性やコミュニケーション能力を育成します。
- ・体験学習や地域活動などの多様な活動の場を提供し、子どもの健全な育成を促します。

【取組】

事業名	内容	担当課
健康相談事業	こころの健康相談として、思春期以降に発生することが多いひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を行います。	健康づくり推進課
若者層啓発事業	高校文化祭等の機会を利用し、こころの健康や睡眠、ゲーム依存等について正しい知識を普及することで、その予防を図ります。	健康づくり推進課
高松市食生活改善推進協議会活動「親子の楽しいクッキング教室」	親子や各世代のふれあいを通して、料理を作る楽しさを感じ、食生活への関心を高められるよう、食育の推進を図ります。	健康づくり推進課
親子農業体験教室	地産地消や食育の推進を通じ、農業や食に対する理解を促進するため、未就学児や小学生とその保護者などを対象に、香南アグリーム等において、地場産農産物を活用した食育講座・収穫体験・料理教室等を実施します。	農林水産課
スポーツレクリエーションイベント開催事業	スポーツ実施率の向上を目指し、市民参加型のイベントとして、高松スポーツカーニバルやトリムの祭典、高松スポーツ・健康感謝祭を開催します。	スポーツ振興課
いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）（再掲）	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動などの早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
喫煙・飲酒、薬物乱用対策事業	小学校から高校において、発達段階を踏まえた薬物乱用防止教育を学校教育全体を通じて行い、中学・高校においては薬物乱用防止教室の開催を推進します。	保健体育課
学校給食推進事業	子どもたちが学校給食を通じて、正しい食習慣や健康管理能力を身に付けることができるよう、給食関係職員への研修等により、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、各衛生検査の実施により、衛生管理の徹底を図ります。	保健体育課
学校教育における食育推進事業	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課

事業名	内容	担当課
生徒等健康診断事業	児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、学校保健安全法に基づき、毎学年6月末までに児童生徒等の健康診断を実施するとともに、翌年度に小学校に就学する児童の健康状態等を把握するため、学校保健安全法に基づき健康診断を実施します。 また、小児生活習慣病予防検診を小学校の全4年生及び中学校1年生の抽出者を対象に実施します。	保健体育課
学校体育推進事業	児童生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・運動能力向上や基礎体力の養成を図るため、体育大会等を開催します。 また、大会等に参加することで、児童生徒の相互の友情を深めるとともに、教職員の体育指導の資質を高めるなど、体育の充実発展と心身ともに健全な児童生徒の育成を図ります。	保健体育課
早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するチラシ等を配布するとともに、小・中学校の児童生徒を対象に生活リズムチェック事業を実施し、自らの生活習慣を見つめ直すきっかけを提供します。	生涯学習課
新春子どもフェスティバル	親子、家族連れや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成を図るとともに、子ども会活動の発展に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子ども会フットボール大会	子どもたちが、スポーツを通して交流しながら、互いに友情を育むことで、健康で明るい子どもの育成を図るとともに、子ども会活動の発展に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
三世代交流事業(再掲)	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター
まなびの場づくり事業(再掲)	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組みます。	生涯学習センター
子ども読書まつり(再掲)	市民の子ども読書に関する意識を高め、家庭・学校・図書館での読書活動を推進するため、ボランティア、学校、企業等と連携し、子どもたちが楽しみながら本と出会う機会を提供します。	中央図書館
各種子ども向け事業(再掲)	絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、各種子ども向け参加行事を行うことで、楽しい読書体験を提供し、読書に興味を持たせ、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します。	中央図書館

事業名	内容	担当課
不登校対策事業（再掲）	不登校児童生徒を支援し、社会的自立を目指せるよう、学校、家庭、関係機関等と連携します。 ・教職員を対象に研修を行い、不登校児童生徒理解や教育相談体制の向上を図ります。 ・教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」「みなみ」やフレンドシップ事業の運営を通して、体験活動等による児童生徒の社会的自立を目指します。 ・学力補充のため、不登校や不登校傾向のある小・中学生に、自宅でICTを活用して学習できるシステムを提供します。 ・不登校の子どもをもつ保護者への支援のため、カウンセラーによる教育相談やいじめ不登校相談電話、不登校を考える会などを実施します。 ・有識者で構成する援助推進委員会を年2回開催し、事業の改善・見直しを行います。	総合教育センター
子ども食堂等支援事業（再掲）	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）（再掲）	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
動物とのふれあい事業（再掲）	民間施設等と連携を図りながら、子どもが動物と触れ合う機会を創出し、命を大切にすることを育むための事業を実施します。	子育て支援課
子ども・子育て支援事業（再掲）	みんなのひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊べるスペースとして、プレイルームは、幼児から小学2年生までの子どもと保護者が一緒に利用できるスペースとして、子どもと保護者の居場所を提供するとともに、子ども・子育ての相談対応を行います。	こども未来館
各種相談事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権・男女共同参画推進課、文化センターで随時、人権相談を実施します。	人権・男女共同参画推進課
児童館管理運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権・男女共同参画推進課



高松市食生活改善推進協議会活動
「親子の楽しいクッキング教室」



スポーツレクリエーション
の開催



子ども会
フットベースボール大会

基本施策（3）安心して学ぶことのできる環境づくり

【基本方針】

- ・ 子どもの学びや遊び場としての放課後子ども教室、児童館や放課後児童クラブ等において、それぞれの事業を、単独又は連携しながら実施し、子どもが安心して学ぶことができる環境づくりを積極的に推進します。

【取組】

事業名	内容	担当課
放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
連携型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進	同一の小中学校区内での、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、両事業の連携を推進し、両事業の参加児童が交流できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課
児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）（再掲）	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業（再掲）	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
児童館管理運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権・男女共同参画推進課
外国人児童生徒等支援事業（再掲）	外国人児童生徒等が在籍する小・中学校に、それぞれの外国語が堪能な者を定期的に派遣し、日本語指導や相談活動を行います。	学校教育課



放課後子ども教室

3 青年期

【 現状と課題 】

○ 出会いや結婚の支援

若者のニーズ調査では、現在結婚について抱えている不安について、「適切な相手にめぐりあえるか」、「経済的な面」、「自分の自由な時間をもてるか」の順に高くなっています。

出会いの機会・場の創出支援について、効果的な取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させることが必要です。また、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進することが必要です。

○ 就労支援

若者のニーズ調査では、現在の雇用形態について不安なことについて、「収入が少ない」、「立場が不安定」の順に高くなっています。

若者の就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

基本施策（１）出会いや結婚の支援

【基本方針】

- ・ 若者の出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。
- ・ 結婚・子育てなどのライフデザインを考えるきっかけづくりに努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
婚活イベント等の情報提供	結婚を希望する男女の出会いの機会を創出するため、香川県主体のかがわ縁結び支援センター事業により展開されている縁結びイベントや婚活セミナーなどに関する情報発信に加え、登録等の特設会場の提供などの協力を行います。	子育て支援課
香川県結婚支援連絡会議への参加	結婚支援施策を、市町、企業・団体と一体的に推進するため、香川県結婚支援連絡会議を通じて、県内の市町及び企業・団体との情報共有や意見交換に努めます。	子育て支援課
中学生と乳幼児とのふれあい事業（再掲）	命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するため、中学生を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、赤ちゃんとのかわり方や遊び方などの体験学習を行います。 また、大学生等の若者世代がボランティアスタッフとして参加することで、就職や子育てについて前向きな気持ちを育む機会を提供します。	子育て支援課
保育体験事業（保育所・認定こども園）（再掲）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども保育教育課



結婚



▼ 結婚に関する情報提供
(本市ホームページ)



基本施策（２）就労支援

【基本方針】

- ・ 若者の定着を促進するとともに、奨学金の返還を支援したり、合同就職面接会等を開催するなど、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
高松市大学生UJIターン就職支援事業	東京圏の大学を卒業した学生の地元就職を支援し、若い世代の定住の促進に資するため、香川県と連携しながら、大学の卒業年度の6月1日以降に内定企業が行った採用選考の受験に要する交通費に2分の1を乗じて得た額を支援します。	政策課
高松市奨学金返還支援事業	若者の定着を促進するとともに、中小企業の人材確保に資するため、大学等の高等教育機関を卒業後に市内の中小企業に勤務する者が在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を、支援します。	政策課
スマートシティたかまつ推進事業（放課後FACT-ory）（再掲）	子どもの学びを地域で支えるための「地域学習プラットフォーム」を構築し、子どもの興味や好奇心と、地域の企業や団体等が持つ様々な情報とを、デジタル技術によって結び付け、子どもの学習や体験の選択肢を広げます。	デジタル戦略課
高松市若者支援協議会の運営	社会生活を円滑に営む上での困難を有するおおむね15歳以上40歳未満の若者及びその家族を包括的に支援するため、子ども・若者支援地域協議会として、高松市若者支援協議会を設置し、関係機関が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ります。	地域共生社会推進課
合同就職面接（説明）会の開催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催します。	産業振興課



高松市奨学金返還支援事業



合同就職面接（説明）会の開催



第2章

基本目標2 子育てや子ども・若者の成長を支援します

【現状と課題】

○ 子ども・若者の権利の保障

子どもの権利条約の認知度が低いことから、全ての子ども・若者に対して、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発に取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知することが重要です。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者の多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、子どもや若者が自由に意見を表すことができる機会を確保していくことが必要です。

○ 多様な居場所の確保

本市では、子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体等と連携し、多様な活動の場や機会を提供しています。

また、高齢者や子育て経験者など、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが心安らぐ居場所づくりに努めています。

今後も、子どもが、安全・安心にのびのびと遊ぶことができる環境の整備や、地域にある多様な居場所、児童館や図書館などの社会教育施設等について、子どもや若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むなど、こども家庭庁の示す「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子どもや若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することが必要です。

○ 子どもの貧困対策の推進

本市での子どもの貧困対策は、平成30年3月策定の「高松市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、「教育の支援」、「生活の支援」、「就労・経済的な支援」、「制度利用・相談の支援」の4つを施策の柱として、各種の貧困対策事業に取り組んできました。

引き続き、子どもの貧困対策として、経済的支援を推進するとともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援の充実が必要です。

○ 障がいのある子ども・若者の支援の充実

本市では、特別な支援が必要な子ども・若者や保護者に対し、きめ細やかな支援の充実を図るとともに、障がい児、障がい者やその家族が地域社会で安心して生活できるよう、

福祉サービスの充実を図るとともに、経済的負担を軽減するため、医療費等の助成・給付を行っています。

今後も、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。

また、障がいの特性や程度に応じて、一人一人の個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談などの充実が必要です。

○ 児童虐待の未然防止、早期発見、支援

本市では、こども家庭センターを核にして、母子保健と児童福祉の連携による相談体制の充実強化を図るとともに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見のためのネットワークづくりを進めています。

また、育児について不安や負担感を抱える妊産婦・保護者が、安心して育児ができるよう、訪問による家事・育児支援や短期入所支援などを行っています。

今後は、親子関係の構築に向けた支援や、通所型支援についても行えるよう、関係機関との連携による体制整備を進めることが必要です。

○ 子ども・若者のこころの健康づくり、不登校・ひきこもり・自殺対策の推進

本市の小・中学校の不登校等の状況は、年々増加傾向にあります。

また、若者のニーズ調査によると、ひきこもり傾向の人や自殺を考えたことがある人が一定数います。

様々な媒体を用いた情報発信とともに、健康や進路、仕事、人間関係などの悩みに対する相談体制の充実や、いじめ問題の早期発見・早期対応、未然防止の取組等を強化することが必要です。

○ 安心して外出できる環境の整備

本市では、子どもが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策、防災対策に努めています。

また、子どもが犯罪や事故、災害から自分で自分の身を守ることができるよう、学校や家庭、地域において学習を進めています。

引き続き、行政、学校、地域等、関係機関との連携・協力の強化を図るとともに、防犯・防災・交通安全教育に取り組むことが必要です。

基本施策（１）子ども・若者の権利の保障

【基本方針】

- ・ 全ての市民に子ども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- ・ 子ども・若者の意見表明の機会を確保するため、意見箱を設置します。
- ・ ヤングケアラーや要保護児童等の早期発見と適切な対応をするために関係機関と連携し各種支援事業を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
人権啓発活動事業	人権をテーマとした公演やパネル展、幼児・児童生徒・保護者・企業・地域コミュニティ等による人権に関する発表、作文朗読、コンサート及び講演などを内容とするイベントを開催し、広く市民の人権意識の高揚を図ります。	人権・男女共同参画推進課 人権教育課
人権啓発推進事業	「高松市人権擁護に関する条例」等の啓発推進、関係団体への参画、人権相談を行います。	人権・男女共同参画推進課
子どもの権利の普及・啓発事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、各種行事に合わせて人権啓発用パンフレット等を配布するなど、多様な普及・啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画推進課
各種相談事業（再掲）	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権・男女共同参画推進課、文化センターで随時、人権相談を実施します。	人権・男女共同参画推進課
「こども・若者のご意見箱」の設置	こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもや若者の視点に立った施策を推進していくため、子どもや若者の声（意見・要望など）を聴くしくみとして、本市ホームページ内で「こども・若者のご意見箱」として専用フォームで受け付け、希望者に回答します。	子育て支援課
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーを早期に把握し、適切に支援につなげていくために、関係機関との連携体制を築き、把握した場合は、サポートプランの作成により、包括的かつ計画的な支援を行います。	こども女性相談課
要保護児童対策事業（再掲）	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性相談課
社会人権教育推進事業	人権教育市民講座、人権教育研修会の開催、人権教育学習資料の作成と視聴覚教材の購入等を行い、市民を対象とした人権教育の推進を図ります。	人権教育課

子どもの権利条約って？

子どもの権利条約は、全ての子どもたちが持つべき基本的な権利を定めた重要な国際的な約束です。1989年に国連総会で採択され、196の国と地域がこれを守ることを約束しています。

この条約は、18歳未満の全ての子どもが享受すべき権利を明確にし、子どもを「権利を持つ主体」として認めています。

例えば、生きる権利や成長する権利、教育を受ける権利、暴力から守られる権利などが挙げられます。子どもたちが健やかに成長するために必要な保護や配慮も盛り込まれており、世界中で多くの子どもたちの状況改善につながっています。

本市でも、子ども・若者の多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、子どもの権利条約の趣旨や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発に取り組みます。



人権啓発リーフレット
(人権啓発推進事業)

ヤングケアラー啓発リーフレット
(ヤングケアラー支援事業)

基本施策（２）多様な居場所の確保

【基本方針】

- ・ 放課後等に子どもが安心して過ごすことのできる場として、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを推進します。

【取組】

事業名	内容	担当課
児童館管理運営事業	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権・男女共同参画推進課
高齢者居場所づくり助成事業	高齢者の孤立防止や介護予防・健康づくりを目的として実施している高齢者居場所づくり事業において、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、多世代交流の促進を図ります。	長寿福祉課
子ども食堂等支援事業	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
児童厚生施設管理運営事業(児童館事業)	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業(再掲)	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室事業(再掲)	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
連携型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進(再掲)	同一の小中学校区内での、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、両事業の連携を推進し、両事業の参加児童が交流できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課
子ども・子育て支援事業(再掲)	みんなのひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊べるスペースとして、プレイルームは、幼児から小学2年生までの子どもと保護者が一緒に利用できるスペースとして、子どもと保護者の居場所を提供するとともに、子ども・子育ての相談対応を行います。	こども未来館

事業名	内容	担当課
ひきこもり支援推進事業（再掲）	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、相談支援やひきこもりサポーターの派遣のほか、関係機関と連携して支援を行います。また、ひきこもり支援に取り組む団体等による、ひきこもり相談窓口やひきこもり当事者のための居場所を設置することにより、ひきこもり状態にある方の生きづらさに寄り添う事業を行います。	健康づくり推進課
身近な公園整備事業	都市公園等の適正な配置を進め、市民1人当たりの公園面積の向上を図ります。	公園緑地課
ちびっこ広場整備事業	整備条件に合致した未利用地を活用するとともに、既存施設の維持修繕により、児童や幼児が安心して安全に遊べる場所の拡大・保全を行います。	公園緑地課
まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組みます。	生涯学習センター



高齢者居場所づくり助成事業
(高齢者と子どもの交流活動)



福家児童館の様子

子ども食堂を知っていますか？

子ども食堂は、子どもはもちろん、どんな世代の人でも訪れることができ、無料又は低額で食事をとることができる、食を通じた地域の居場所です。

ここでは、食事を共にしながら、みんなで一緒に遊んだり、宿題を手伝ってもらったり、困りごとがあれば、誰でも相談することができます。

高松市には、多くの子ども食堂があり、それぞれ特色がありますが、共通していることは、地域の方々の「子どもたちを見守り、地域のつながりをつくりたい」という想いです。本市では、この想いを大切にして、子ども食堂の活動を応援するとともに、より多くの方に利用いただけるよう周知啓発に努めています。

基本施策（3）子どもの貧困対策の推進

【基本方針】

- ・ 経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。また、経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援を充実します。

【取組】

事業名	内容	担当課
たすけ合い金庫	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付けます。	地域共生社会推進課
学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促します。	生活福祉課
生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	生活福祉課
自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施します。	生活福祉課
子ども食堂等支援事業（再掲）	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行います。	こども保育教育課
低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減します。 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減します。	こども保育教育課
母子栄養食品支給事業（再掲）	母と子の健康保持増進のために、妊産婦及び乳児に牛乳等を支給します。（対象者は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児）	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心旺盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給します。	学校教育課
大学等教育資金利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減します。	学校教育課
高等学校等入学準備助成金支給事業	家庭の経済的理由のため、高等学校等への就学が困難な進学に意欲のある者の保護者に対し、助成金を支給し、経済的負担の軽減を図り、就学を支援します。	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
特別支援教育児童生徒就学奨励事業	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課

基本施策（４）障がいのある子ども・若者の支援の充実

【基本方針】

- ・ 支援を必要とする子ども・若者の健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子ども・若者とその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。
- ・ 障がいのある子ども・若者とその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子ども・若者が自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	障がい福祉課
障害者・児を守る日関係事業	「障害児を守る日」（10月1日）の行事の一環として、市民の障がい児（者）に対する理解を深めるため、懸垂幕掲出、中央図書館で「障がい」をテーマに選書コーナーを設置します。	障がい福祉課
障がい者・児相談支援事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	香川県で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。	障がい福祉課
知的障がい者・児療育相談事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
身体障害者・児補装具給付事業	身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具の交付及び修理を行います。	障がい福祉課
重度障害者・児日常生活用具給付事業	在宅の重度の心身障がい児に対し、入浴補助用具、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課
障害者・児紙おむつ給付事業	3歳以上18歳未満で、おおむね6か月以上寝たきりの重度障がい児（身体障がいは、下肢、体幹、内部障がいで程度が1級に該当、知的は○Aに該当）で、生計中心者の前年分の所得額が800万円以下の者に、紙おむつを2か月分ずつ給付します。	障がい福祉課
障害児団体事業補助金	障がい児、保護者の相互交流、障がい児への理解促進、及び障がい児福祉の向上と増進のために活動する団体を支援します。	障がい福祉課

事業名	内容	担当課
障害児通所支援事業	障がい児が、児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどを利用することにより、日常生活における基本的動作や集団生活への適応能力の向上を図ります。	障がい福祉課
障害児放課後支援事業（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により、昼間家庭にいない支援学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。	障がい福祉課
発達障害者サポート事業	発達障がい児・者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障がいへの支援を行う人材育成の観点から、サポーター養成講座やペアレント・トレーニング等を実施します。	障がい福祉課
障害者・児福祉手当支給事業	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
障害児福祉金支給事業	市内に1年以上住所を有する20歳未満の身体障害者手帳1級から3級、療育手帳○A、A、○B及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉の増進を図るため、年額20,000円の障害児福祉金を支給します。	障がい福祉課
障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳又は戦傷病者手帳全項証の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課
難聴児補聴器購入費用助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、難聴児補聴器購入費用助成金を交付することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課
障害福祉サービス給付費（訓練等給付費の主なもの）	次の障害福祉サービスを実施する事業所に訓練等給付費を支給し、一般就労を促進します。 ・就労移行支援事業（R6.4.1現在 8事業所） ・就労継続支援事業A型（R6.4.1現在 16事業所） ・就労継続支援事業B型（R6.4.1現在 78事業所）	障がい福祉課
特別児童扶養手当支給事業	障がい児を監護・養育する家庭に特別児童扶養手当を支給するため、受付した認定請求書等を香川県に進達します。	こども家庭課
在宅障がい児ふれあい事業	保育所・認定こども園を開放して、在宅の障がい児やその親などとのふれあい保育を実施することにより、在宅の障がい児の支援を行います。	こども保育教育課
特別支援教育支援会開催事業	障がいのある幼児に対して、特別支援教育関係者等で構成する特別支援教育支援会で、協議を行い、適切な就園指導を行います。	こども保育教育課
発達障がい児等支援事業	発達障がい等のある児童に適切に対応するため、公立保育所・認定こども園・幼稚園に発達障がい児等支援員を配置し、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行うとともに、私立保育所等に対して、要支援児童を保育するために必要な経費の一部を支援します。	こども保育教育課

事業名	内容	担当課
特別支援保育事業	特別な支援の必要な児童の成長・発達を促すため、健常児とともに集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施します。	こども保育教育課
医療的ケア児保育支援事業	保育所等の利用を希望する集団保育が可能な医療的ケア児を、安全に受け入れるため、保育所等における受入体制を整備し、医療的ケア児の保育を実施します。	こども保育教育課
発達障がい児等支援体制構築事業（保育所・認定こども園・幼稚園）	特別な支援が必要な子どもやその保護者に対して、市と関係部局との連携を図りながら、きめ細やかな一貫した支援が早期から行える体制を構築し、支援の充実を図ります。	こども保育教育課
自立支援医療（育成医療）給付事業（再掲）	児童福祉法に規定する身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	健康づくり推進課
特別支援教育推進事業	（学校教育課） 特別支援学級及び通常学級に在籍する児童生徒のうち、配慮や支援が必要な児童生徒に対する適切な教育を行うため、市立小・中学校に学校生活支援員を配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行います。 （総合教育センター） 通級による指導（サテライト教室）やアシスト教室の指導を継続実施し、内容も検討しながら、在籍校との連携を図り、通常の学級での支援の充実に努めます。	学校教育課 総合教育センター
院内学級設置事業	慢性疾患等で長期入院している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、病院内に院内学級を設置し、長期入院の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課
知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）	知的障がいのある青年が、余暇時間の充実を図りながら、集団活動を通して人とふれあう喜びづくりの経験や、社会人としての知識・技能の習得に努めるとともに、市民ボランティアを対象に、教室を通じて知的障がい者の特性や支援方法について学び、理解を深める場として実施します。	生涯学習課
教育相談・教育支援委員会開催事業	教育相談、教育支援委員会の開催に対する補助などを行い、特別支援教育の推進を図ります。	総合教育センター

事業名	内容	担当課
特別支援教育体制整備推進事業	就学前から高等学校までの発達段階に応じた、発達障がいを含む様々な障がいのある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援の体制整備を推進します。	総合教育センター
医療的ケア児支援事業	高松市内の保育園（所）・こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所、高松市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校、公立の放課後児童クラブ（以下「各施設・学校」という。）の利用を希望する集団保育・教育が可能な医療的ケアを必要とする児童を、各施設・学校で安全に受け入れるため、委託訪問看護ステーションの看護師が、各施設・学校、保護者との連携の下、各施設・学校を訪問して必要な医療的ケアを実施します。	総合教育センター こども保育教育課 子育て支援課



知的障がい者青年教室

高松市知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）

高松市教育委員会では、知的障がいのある青年が余暇時間の充実を図りながら、集団活動を通して、人と触れ合う喜びづくりや社会生活に必要な知識や技能を学ぶ機会を提供する場として、「高松市知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）」を開設しています。

この教室の運営には、多くのボランティアの方に協力いただいております。青年との活動を通じて、知的障がい者への理解を深めるなど、ボランティアの育成にも寄与しています。年8回程度の活動内容は、青年やボランティアの意見も踏まえて、企画しています。

基本施策（５）児童虐待の未然防止、早期発見、支援

【基本方針】

- ・こども家庭センター等における児童福祉・母子保健部門の協働等により、地域の連携体制の充実を図るとともに、サポートプランに基づいた支援を行い、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
児童家庭相談事業	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、民生委員児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	こども女性相談課
女性相談事業	女性相談支援員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施します。	こども女性相談課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども女性相談課
要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性相談課
子育て短期支援事業	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護します。 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かります。	こども女性相談課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども女性相談課

事業名	内容	担当課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者へペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	こども女性相談課
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、必要に応じて関係機関等つなぐ等により、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	こども女性相談課
こども家庭センター事業（再掲）	健康づくり推進課内に設置されていた「子育て世代包括支援センター」と、こども女性相談課内に設置されていた「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深めます。子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応します。	こども女性相談課 健康づくり推進課
利用者支援事業	基本型（地域子育て支援コーディネート事業） 利用者の個別ニーズを把握し、各種相談・支援事業等の情報の集約・提供、相談、及び利用に関する支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用を図ります。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発を行います。 こども家庭センター型 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	子育て支援課 こども女性相談課 こども保育教育課 健康づくり推進課
苦情解決窓口設置事業	公立保育所・こども園等（苦情解決第三者委員の委嘱2人）に苦情受付窓口等を設置します。	こども保育教育課
養育支援相談指導員配置事業	社会福祉士が相談支援員として、保育所・認定こども園・幼稚園を巡回し、各園・所の個々のケースに応じて、専門の見地から、親子への関わり方や支援方針、保育方針等への助言を行います。	こども保育教育課
相談事業（女性のための法律相談）	男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施しています。	人権・男女共同参画推進課
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康づくり推進課

基本施策（６）子ども・若者のこころの健康づくり、 不登校・ひきこもり・自殺対策の推進

【基本方針】

- ・ 不登校、ひきこもりといった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。
- ・ いじめ防止、早期発見・早期対応や未然防止の取組を強化するとともに、教育相談体制の充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
若者育成支援推進事業	社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者を支援するため、高松市若者支援協議会をひきこもり支援の市町村プラットフォームに位置付けた上で設置し、当協議会を構成する関係機関が情報交換を行うとともに、相互に協力・連携することで、若者それぞれの置かれた状況等にきめ細やかに対応できる支援体制を構築します。	地域共生社会推進課
高松型地域共生社会構築事業（再掲）	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた、包括的な相談支援を実施します。また、相談者やその世帯について社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	地域共生社会推進課
ひきこもり支援推進事業	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、相談支援やひきこもりサポーターの派遣のほか、関係機関と連携して支援を行います。また、ひきこもり支援に取り組む団体等による、ひきこもり相談窓口やひきこもり当事者のための居場所を設置することにより、ひきこもり状態にある方の生きづらさに寄り添う事業を行います。	健康づくり推進課
自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発等	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間、世界メンタルヘルスデー啓発キャンペーン等の活動を実施します。 メンタルヘルスチェックのできるシステムを、本市ホームページ等に掲載し活用を周知します。また、セルフチェックの結果に基づき相談窓口を紹介します。	健康づくり推進課
健康相談事業（再掲）	こころの健康相談として、思春期以降に発生することが多いひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を行います。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
若者層啓発事業（再掲）	高校文化祭等の機会を利用し、こころの健康や睡眠、ゲーム依存等について正しい知識を普及することで、その予防を図ります。	健康づくり推進課
スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図ります。	学校教育課
「強めよう絆」推進事業	学校相談員（退職教員）を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行います。	学校教育課
いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動などの早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
関係機関との連携	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わるとともに、ケース会議等へ参加するなどにより、関係機関との連携を図り、情報共有や問題の早期解決に努めます。	学校教育課
教育相談・就学指導対策	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施します。	総合教育センター
不登校対策事業	不登校児童生徒を支援し、社会的自立を目指せるよう、学校、家庭、関係機関等と連携します。教職員を対象に研修を行い、不登校児童生徒理解や教育相談体制の向上を図ります。教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」「みなみ」やフレンドシップ事業の運営を通して、体験活動等による児童生徒の社会的自立を目指します。学力補充のため、不登校や不登校傾向のある小・中学生に、自宅でICTを活用して学習できるシステムを提供します。不登校の子どもをもつ保護者への支援のため、カウンセラーによる教育相談やいじめ不登校相談電話、不登校を考える会などを実施します。有識者で構成する援助推進委員会を年2回開催し、事業の改善・見直しを行います。	総合教育センター

基本施策（7）安心して外出できる環境の整備

【基本方針】

- ・誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。行政、学校、地域等、関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に、今後も引き続き取り組んでいきます。

【取組】

事業名	内容	担当課
安全で安心なまちづくり推進事業	市民の防犯意識の高揚のための啓発活動や情報の提供、知識の普及等を図るとともに、地域コミュニティで取り組む「安全で安心なまちづくり活動」を支援し、自治会等が設置する防犯カメラの経費の一部を助成します。また、「安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全で安心なまちづくりを推進するための施策等について協議します。	くらし安全安心課
防犯灯維持管理補助事業	自治会が行う防犯灯の維持管理に要する経費の全部又は一部を助成し、夜間の犯罪防止と通行の安全を図ります。	くらし安全安心課
消費生活教育出前講座	子どもたちに身近な「買い物」をテーマとして、DVDやクイズなどを取り入れ、物の選び方や買い方、お金の計画的な使い方、商品の表示等について学習する出前講座を実施します。また、中学生及び高校生向けの消費者教育DVDを購入し、対象に応じた内容の講座を実施します。	くらし安全安心課
交通安全教室	幼児には、模擬信号機を使用した歩行練習や発達段階に応じ人形劇・DVD視聴などを交えた交通安全教室を行います。 小学1年生には、道路の横断方法など歩行を中心とした練習を行い、小学4年生には、自転車の交通ルールの学科学習と模擬コースの走行実技を行い、講習修了者には、「自転車安全運転講習修了証」を交付します。	くらし安全安心課
高松市通学路交通安全プログラム	子どもたちを交通事故の危険から守り、安全に通学できるよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、合同点検を定期的実施するなど、通学路の安全確保を図ります。	くらし安全安心課 保健体育課
マタニティマーク・マタニティカードの配付	妊娠初期は、外見からは妊娠していることが分かりづらく周囲の理解が得られにくいという声も聞かれることから、「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」のために「マタニティマーク」や「マタニティカード」を作成・妊婦優先駐車場を確保するなど、妊産婦に対して理解ある環境づくりに取り組みます。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業	鉄道事業者が市内に所在する既存の鉄道駅等において、ホームスロープや手摺などを設置することにより、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
自転車等駐車場整備促進事業	5商店街の7駐輪場333台分の確保に対し、支援を行い、駐輪需要に対応するとともに、放置自転車対策に努めます。また、新たに商店街の駐輪場の整備や拡張ができるよう支援を行います。	交通政策課
自転車等駐車場整備事業	鉄道事業者等の協力の下、自転車等駐車場用地を確保し、施設整備を行います。また、施設利用者に整理整頓を促すための環境整備を行います。	交通政策課
ノンステップバス導入事業	毎年度、ノンステップバス1両の導入を支援します。	交通政策課
都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備により、道路交通の円滑化及び歩行者の安全性の向上を図ります。	道路整備課
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	JR高松駅及び琴電高松築港駅、片原町駅、瓦町駅の4駅を中心とした徒歩圏内の区域において、歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、歩行者が安心して歩ける環境を創造します。	道路整備課
火災予防の推進（幼年・少年消防クラブの育成）	幼少年期において、消防業務への理解を深めるとともに、防火防災に関する知識を身につけるため、体験学習の実施、機関紙発行、表彰等を実施します。	消防局予防課
学校安全管理研修会	子どもを、事件や事故、犯罪から守るため、児童生徒相談体制の充実、安全教育の推進、職員の巡回強化、下校時の巡回強化により、子どもの安全対策を推進します。	学校教育課 保健体育課 少年育成センター
不審者情報提供（子ども等の安全の確保）	不審者情報メール配信により、学校、地域、家庭で子どもを見守り育てる活動をしている健全育成団体及び関係機関を対象にメール配信登録者数を増やし、情報の共有化を推進し、子どもの安全確保に取り組みます。合わせて、「ながら見守り」を推奨し、地域の子どもは地域が守るという意識の啓発に努めます。	少年育成センター
白ポスト有害図書回収事業	子どもを取り巻く有害環境対策の一環として、市内13箇所に設けた白ポストにより有害図書、DVD等を回収します。また、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。	少年育成センター
市民活動団体と健全育成団体との連携	学校や地域の健全育成団体と、幅広い活動の場を求めているボランティア団体等をつなぎ、それぞれが持続可能な視点に立ち、地域における健全育成活動を推進します。	少年育成センター

事業名	内容	担当課
青少年健全育成市民会議補助事業	学校・PTAとの連携を図りつつ、地域ぐるみの子どもを守り育てる中核的市民運動団体である「高松市青少年健全育成市民会議」への情報提供、助言等を行う中で、支援強化を進め、地域における健全育成活動の充実を図ります。	少年育成センター



安全で安心なまちづくり推進事業



防犯灯維持管理補助事業



消費生活教育出前講座



交通安全教室



商店街の駐輪場
(自転車等駐車場整備促進事業)



ノンステップバス導入事業

第3章

基本目標3 安心して子育てができる環境を確保します

【現状と課題】

○ 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

本市では、子ども医療費の助成、手当の支給、保育料・幼稚園授業料の軽減、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めています。

また、ひとり親家庭、障がいのある子ども・若者を持つ家庭等の経済的負担の軽減を図っています。

今後も、安心して子育てができるよう、経済的支援等の充実が求められています。

○ 地域における子育て支援の充実

本市では、子育て親子が身近なところで相談・交流できる地域の子育て支援施設等を充実し、不安感や孤立感を抱える子育て家庭が、必要な情報を得ることができるよう、いろいろな機会を通じて情報提供するとともに、施策や事業の周知・啓発に努めています。

また、地域における多様な子育て支援活動の充実を図るため、人材の育成や活動団体への支援の充実を推進しています。

今後も引き続き、保護者の多様なニーズに対応した、安心して子どもを預けられる子育て支援施策の充実を図り、地域自らが社会的な課題に取り組むことができるよう、地域活動を支援します。

○ ワーク・ライフ・バランスの推進

本市では、男女共同参画や働き方改革などを推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めています。

今後も、育児休業を取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、仕事と子育てを両立するうえで、多様な保育サービスの充実を図ることが必要です。

○ ひとり親家庭への支援

本市では、ひとり親家庭に向けて、情報を幅広く提供するとともに、相談支援体制の充実に努めています。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、経済的支援を行うとともに、国や県と連携しながら、自立支援プログラム策定事業などの就業に向けた支援を推進して

います。

今後は、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活全般にわたる支援、経済的自立に向けた就労支援等が適切に行われることが必要です。

○ 子育て情報提供の充実

就学前児童の保護者のニーズ調査では、子育てに関する情報の入手先について、前回調査と比較すると、「インターネット（本市ホームページ以外）」の割合が増加しています。

本市の子育て支援事業については今後も、サービス利用の必要性がある保護者が利用しやすい環境づくりを進め、生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援を維持できるよう、より多くの相談先や、適切な子育て支援サービスなどの情報提供が必要です。

また、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報の改善・強化を図ることが必要です。

基本施策（１）妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

【基本方針】

- ・ 子ども医療費の助成、各種手当の支給、幼児教育・保育の無償化、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
- ・ ひとり親家庭、障がいのある子ども・若者を持つ家庭等の経済的負担の軽減を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
子ども医療費助成事業	高校生年代まで（0歳から18歳到達後最初の年度末まで）の子どもに対して、入院・通院ともに保険診療に係る自己負担分を助成します。	こども家庭課
児童手当支給事業	高校生年代まで（0歳から18歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図ります。	こども家庭課
特別児童扶養手当支給事業（再掲）	障がい児を監護・養育する家庭に特別児童扶養手当を支給するため、受付した認定請求書等を香川県に進達します。	こども家庭課
児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭子育て支援事業	ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図るため、たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助します。	こども家庭課
放課後児童クラブ利用料の減免	放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、又は市民税が非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免します。	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯を応援し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、3～5歳の全ての子どもたちと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料を無償化します。	子育て支援課 こども保育教育課
病児・病後児保育利用料無料化事業	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
母子生活支援施設管理運営事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子（DV被害にあった女子等）とその者の監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課
助産施設運営事業	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	こども女性相談課
多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが0歳から2歳児内で、同時に在園している場合、第2子の利用者負担額を無料にします。また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にします。	こども保育教育課
副食費補足給付事業	新制度に移行していない私立幼稚園が実施する給食について、年収360万円未満相当世帯等を対象に、副食材料費の負担を免除します。	こども保育教育課
認可外保育施設第2子以降保育料助成事業	認可外保育施設に入所している0～2歳児で保育施設を利用している兄弟がいる第2子又は18歳に満たない兄弟がいる第3子以降の児童の保育料を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども保育教育課
低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減（再掲）	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減します。年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減します。	こども保育教育課
たすけ合い金庫（再掲）	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付けます。	地域共生社会推進課
育成医療等負担費用助成事業	育成医療等の給付を受け、国の徴収基準に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成します。（福祉医療助成対象者は除く。）	障がい福祉課
障害者・児福祉手当支給事業（再掲）	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
障害児福祉金支給事業（再掲）	市内に1年以上住所を有する20歳未満の身体障害者手帳1級から3級、療育手帳○A、A、○B及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉の増進を図るため、年額20,000円の障害児福祉金を支給します。	障がい福祉課
障害者医療費助成事業（再掲）	身体障害者手帳1～4級、療育手帳又は戦傷病者手帳全項証の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く。）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課
難聴児補聴器購入費用助成事業（再掲）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、難聴児補聴器購入費用助成金を交付することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課

事業名	内容	担当課
未熟児養育医療給付事業（再掲）	母子保健法第20条に基づき、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	健康づくり推進課
小児慢性特定疾病医療費助成事業（再掲）	小児慢性疾病のうち、特定の疾病について医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	健康づくり推進課
不妊治療支援事業（再掲）	体外受精・顕微授精の治療に要する費用への助成事業（高松市こうのとりに応援事業）の実施や、先進医療に位置付けられた不育症検査費用への助成を行うほか、新たに、保険適用外の不育症検査費・治療費への助成事業を実施します。また、関係機関と連携し、不妊に関する悩み等への相談・支援を行うとともに、不妊治療と仕事の両立支援を図るため、事業主や治療を受けながら働いている方に対する周知・啓発等に取り組みます。	健康づくり推進課
自立支援医療（育成医療）給付事業（再掲）	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	健康づくり推進課
出産・子育て応援給付金給付事業（妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業）（再掲）	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせる形で継続的に実施することにより、相談機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスに確実に結びつけます。	健康づくり推進課
遠距離児童・生徒等通学費助成事業	編入前の塩江町・香川町区域内の通学が困難な地域から通学する児童・生徒の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担の軽減を図ります。	学校教育課
奨学金支給事業（再掲）	成績優秀かつ向上心旺盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給します。	学校教育課
大学等教育資金利子補給事業（再掲）	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減します。	学校教育課
高等学校等入学準備助成金支給事業（再掲）	家庭の経済的理由のため、高等学校等への就学が困難な進学に意欲のある者の保護者に対し、助成金を支給し、経済的負担の軽減を図り、就学を支援します。	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業（再掲）	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
特別支援教育児童生徒就学奨励事業（再掲）	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
第3子以降学校給食費無償化事業	第3子以降の児童生徒に係る学校給食費を無償化し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減します。	保健体育課

基本施策（２）地域における子育て支援の充実

【基本方針】

- ・ 子育て親子が身近なところで相談・交流できるよう、地域の子育て支援施設等を充実します。
- ・ 地域自らが社会的な課題に取り組み、解決できるよう、地域活動を支援します。
- ・ 地域における多様な子育て支援活動の推進を図るため、人材の育成や活動団体への支援を充実します。

【取組】

事業名	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課 こども保育教育課
子育て短期支援事業（再掲）	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護します。 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かります。	こども女性相談課
地域子育て推進事業（再掲）	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども保育教育課
地域に開かれた幼稚園づくり推進事業（再掲）	幼稚園が地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすことにより、地域全体の教育力の向上を図ります。	こども保育教育課
学校・地域連携システム推進事業（再掲）	学校が家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、学校運営協議会を各小・中学校に設置します。	学校教育課
地域活動促進（少年教育指導者派遣）事業	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導員を派遣します。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
子ども会育成会指導者講習会	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子ども会リーダー研修会	各校区の子ども会リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導の講習を行い、指導力の向上を図るとともに、子ども会の発展と子どもの健全育成に役立てます。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
地域学校協働活動推進事業	社会全体で子どもの学びや成長を支えるため、学校と地域それぞれの実情を理解し、双方をつなぐことができるコーディネーターを配置するなど、学校と地域が連携して行う活動の効果的・効率的な展開の促進に取り組みます。	生涯学習課
新春子どもフェスティバル(再掲)	親子、家族連れや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成を図るとともに、子ども会活動の発展に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課



子ども会育成会指導者講習会



地域学校協働活動推進事業



子ども会リーダー研修会

事業名	内容	担当課
子ども会フットボール大会（再掲）	子どもたちが、スポーツを通して交流しながら、互いに友情を育むことで、健康で明るい子どもの育成を図るとともに、子ども会活動の発展に資するために実施します。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
スマート・メディア事業	香川県が定める7月8月の「夏の青少年非行・被害防止県民運動期間」に合わせて行う万引き防止キャンペーンに合わせ、スマート・メディアキャンペーンを市内各地域で実施し、メディアとの適切な付き合い方について広く市民に啓発します。	少年育成センター
コミュニティセンター主催・共催・貸館事業	幼児セミナー等事業、児童生徒を対象とした学校週5日制対応事業及び三世代交流事業などを主催又は共催事業として開催するほか、子育て関係グループ等に施設を貸し出すことにより、地域の子育てを支援します。	生涯学習センター
幼児セミナー等コミュニティセンター講座事業	地域で安心して子どもを生み育てることができるよう、コミュニティセンターで、幼児セミナーや親子ふれあい教室や育児セミナーを開催します。	生涯学習センター
学校週5日制対応事業（再掲）	コミュニティセンターにおいて、学校週5日制に対応した各種講座やイベントを開催します。	生涯学習センター
三世代交流事業（再掲）	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター
地域まちづくり交付金事業	地域自らのまちづくりに取り組むため、各地区（校区）で構築された地域コミュニティ協議会の活動を支援することを目的とした、地域まちづくり交付金を交付します。	協働コミュニティ推進課
高松型地域共生社会構築事業	「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた、包括的な相談支援を実施します。また、相談者やその世帯について社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	地域共生社会推進課



地域コミュニティ協議会の活動
（地域まちづくり交付金事業）

基本施策（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本方針】

- ・ 仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

【取組】

事業名	内容	担当課
相談事業（女性のための就労相談）	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施しています。	人権・男女共同参画推進課
各種セミナー実施事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、セミナー等を開催します。	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画に関する啓発誌発行事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため事業周知チラシ等を作成し、啓発を行います。	人権・男女共同参画推進課
相談事業	女性を対象に家庭・職場・地域などにおいて生じる様々な問題や悩みに対して、相談者自らが選択し、解決の道を探れるよう専門職員が指導・助言します。 自助グループの運営等を支援します。	人権・男女共同参画推進課
託児付き主催事業	子育て中の父母等の参加を容易にするため、主催事業（講座・講演会等）については託児付きとし、参加しやすい講座の開催を目指します。	人権・男女共同参画推進課
放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課
病児保育事業	（病児対応型） 保育所等に通所中の児童等が病気回復期にあり、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務などの都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に付設された施設で一時的に保育します。 （体調不良児対応型） 保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で看護師等が安静に保育します。	子育て支援課 こども保育教育課

事業名	内容	担当課
連携型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進（再掲）	同一の小中学校区内での、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、両事業の連携を推進し、両事業の参加児童が交流できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課
延長保育事業（再掲）	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行います。	こども保育教育課
「たかまつ労政だより」発行事業	働き方改革等に関する情報などについて、「たかまつ労政だより」や本市ホームページに掲載し、周知・啓発を行います。	産業振興課
本会議傍聴に係る託児保育事業	高松市議会の会議（公開されている本会議）に関し、乳幼児を持ち、会議の傍聴を希望する人に対して、会議の傍聴等を援助するための託児サービスを行います。	市議会事務局 総務調査課

基本施策（４）ひとり親家庭への支援

【基本方針】

- ・ 関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援などの総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度を周知します。

【取組】

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等子育て支援総合情報発信事業	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行います。	こども家庭課
ひとり親家庭等日曜出張相談	仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月第２日曜日、瓦町FLAGにおいて、生活、就労、養育費、子育て、離婚に関する相談を行います。	こども家庭課
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員が相談・助言等を行います。	こども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	別居親と子の面会を支援する親子交流支援事業を実施します。	こども家庭課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、就業に結びつく可能性の高い講座を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給します。	こども家庭課
高等職業訓練促進費給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が、看護師、介護福祉士などの資格取得のため、専門学校等で６月以上修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」及び「修了支援給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にして、就職の促進と経済的自立を図ります。	こども家庭課
自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の親（離婚前で当該支援を必要とする者を含む）の自立を促進することを目的に、母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を始め、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施します。	こども家庭課
ひとり親家庭無料職業紹介事業	ひとり親を対象に無料職業紹介所を開設し、職業紹介や求人情報の提供などを行います。	こども家庭課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座費用を、受講開始時、受講修了時及び受講修了日から２年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給します。	こども家庭課
就労支援に関するイベントの開催	これから就職・転職を考え収入増を目指すひとり親家庭の父母や、資格を習得し就職・転職を考えているひとり親家庭の父母を対象に、「教育訓練施設による説明」、「出張ハローワーク」等の相談ブース、本市ひとり親家庭支援施策の紹介、関係機関（サポーター企業・ひとり親支援団体）のパンフレット等を配布するイベントを行います。	こども家庭課

事業名	内容	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
児童扶養手当支給事業（再掲）	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭子育て支援事業（再掲）	ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図るため、たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助します。	こども家庭課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の離婚、転職に伴う環境変化や疾病等の一時的な事由に対し、家庭生活支援員を派遣し、短期間を限度として一時的な家事等のサービスを提供します。	こども家庭課
ひとり親家庭福祉増進事業	ひとり親家庭の心身の健全な発達に寄与する事業を支援する団体に対して補助金を交付します。	こども家庭課
養育費確保支援事業	ひとり親家庭が安心して子育てができる環境整備のために、養育費の確保に向けた事業として、弁護士事務所等での養育費等に関する弁護士法律相談（弁護士個別相談）、公正証書等による債務名義の取得支援（債務名義確保）、保証会社と養育費保証契約を締結する保証契約支援（保証契約）を行います。	こども家庭課
子どもの養育に関する手引きの配布	「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を取りに来た方に配付します。	市民課
母子生活支援施設管理運営事業（再掲）	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子（DV被害にあった女子等）とその者の監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課
市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置	市営住宅入居者の募集について、母子・父子世帯向けの住宅の枠を設け、募集の際に、関係各課にも積極的に周知を行います。また、DV被害を受けている方に対しても、市営住宅入居に対する配慮を行います。	市営住宅課



◀ 情報発信事業サポートブック

福祉増進事業
イベント参加風景 ▶



基本施策（５）子育て情報提供の充実

【基本方針】

- ・ 子育て世帯が安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供や相談支援を充実します。
- ・ 地域の子どもや子育て家庭の居場所等を運営している施設や、子育て支援のボランティア等と連携し、必要なときに必要な情報が入手できるような情報のネットワークの構築を目指します。

【取組】

事業名	内容	担当課
広報事業	「広報高松」を通じて、親子で参加できるイベントや、施策や事業等の情報発信を行います。また、関係課と連携し、テレビ、ラジオなど各種媒体を通じて、子育て支援に関する番組等を企画、放送します。	広聴広報・シティプロモーション課
男女共同参画に関する情報収集・提供事業	ふれあい交流サロンに設置する図書や定期刊行物・DVD等の収集や、「参画センターだより」の発行、男女共同参画センターのホームページ、広報たかまつ等による各種講座の周知や男女共同参画社会実現に向けての啓発を行います。	人権・男女共同参画推進課
子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック・らっこネット	子育て支援課
子育て相談事業	子育てに関する多種多様な相談に、専門の相談員を配置して対応しているほか、必要に応じて、適切な窓口や専門機関を紹介します。	こども女性相談課
ひとり親家庭等子育て支援総合情報発信事業（再掲）	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行います。	こども家庭課
食に関する情報発信事業（保育所等）	本市ホームページにおいて、食育に関する情報を提供し、保育所等や地域の人々への食育を推進します。	こども保育教育課
食に関する情報発信事業	子どもたちが生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていくために、「食」に関する知識と選択する力を習得できるよう、適切な情報を発信し、食育の推進を図ります。	健康づくり推進課
高松市きっずの森事業	本市ホームページ「もっと高松」に設けている子ども向けサイト「きっずの森」において、子ども向け行事や図書館のおすすめの本等の情報を提供することで、子どもの体験活動や学習へのきっかけづくりを行います。	生涯学習課
家庭教育情報発信事業	自分の都合に合わせて、学ぶことができるよう、SNS等を活用し、家庭教育に関するコラムや動画を発信することで、家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
早寝早起き朝ごはん運動啓発事業（再掲）	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するチラシ等を配布するとともに、小・中学校の児童生徒を対象に生活リズムチェック事業を実施し、自らの生活習慣を見つめ直すきっかけを提供します。	生涯学習課
家庭教育応援講座（再掲）	就学時健康診断等、多くの保護者が集まる機会を活用し、講座を実施する小学校等に対し、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者を対象に、子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直す機会を提供することで、家庭での教育力の向上を図ります。	生涯学習課
未就学児の保護者向け「安全・安心なネット利用」講座	インターネット利用の低年齢化を踏まえ、こども園、幼稚園を中心に、未就学児の保護者に対して、ネット・ゲーム依存対策を始めとする、安全・安心なインターネットの利用についての講話を行います。	少年育成センター
子育て支援コーナー設置事業（再掲）	図書館に求められる地域の課題解決支援の一環として、中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置し、子育て中の家庭や、子育ての援助を行う地域の人々などを対象に、図書や情報を利用しやすいコーナーに取りまとめて、提供します。	中央図書館
子ども向け情報提供事業	図書館情報システムにより、パソコン・携帯電話・OPACによる蔵書検索・予約のほか、本市図書館の子ども向けホームページ等情報提供機能を通じて、各種情報を提供します。	中央図書館



家庭教育に関するコラム・動画の発信
（家庭教育情報発信事業）

冊子「たかまつ らっこ」で楽しく子育て

高松市では、妊娠期から子育て期の家庭を対象に、子育てに関する不安や負担を軽減し、楽しく子育てができるよう、子育てハンドブック「たかまつ らっこ」を発行し、さまざまな情報を提供しています。

平成20年度の初版以来、毎年発行し、令和2年度からは、官民協働により発行しています。

高松市が実施する制度や事業、関連施設の情報が満載で、妊娠届を提出する際に配布するほか、総合センター等にも設置しています。かわいいラッコのイラストが目印です。

また、子育てハンドブックと連動した子育て情報サイト「らっこネット」も公開しており、オンラインでのアクセスも可能です。



「らっこネット」



子育てハンドブック「たかまつ らっこ」
(子育て支援総合情報発信事業)

事業の数値目標

本計画では、基本理念の実現を目指すための計画全体の数値目標を定め、それを達成するために事業の数値目標を設定しています。

次に掲げる事業については、計画期間である2029年度（令和11年度）末の目標値を設定し、その達成に向けて取り組んで行くこととします。

基本目標 1 子どもの将来にわたる健やかな成長を支援します

基本施策		指標名	令和 11 年度 末（目標）	令和 5 年度 末（実績）
妊娠前から 幼児期まで	母子の健康 支援	産後2か月までの産婦・乳児に対する相談支援率	100%	99.9%
		1歳6か月児健康診査の受診率	98.5%	99.8% <small>新型コロナウイルス感染症の影響により実施方法変更</small>
	親子の成長 と交流の場 の支援	身近に子育ての相談ができるところがあると感じている市民の割合	90%	82.2%
		家庭教育応援講座の開催回数	200回	172回
	教育・保育 施設の充実	保育施設等の待機児童数	0人	12人
		芸術士派遣事業実施施設の満足度	100%	97%
学童期・ 思春期	教育環境の 充実	学校に行くのが楽しいと思う子どもの割合	小学5年生 79% 中学2年生 77%	小学5年生 77.8% 中学2年生 76.6%
		I C Tを活用した授業を行っている教員の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 93.7% 中学校 83.2%
	豊かな心と 体づくり	人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学5年生 94.5% 中学2年生 94%	小学5年生 94% 中学2年生 93.6%
		児童が体育の授業以外で運動する時間（1日当たり）	67分	56分
	安心して学 ぶことので きる環境づ くり	放課後子ども教室の実施校区数	47校区	33校区
		連携型の放課後児童クラブ及び子ども教室の実施校区数	34校区	21校区

基本施策		指標名	令和 11 年度 末 (目標)	令和 5 年度 末 (実績)
青年期	出会いや結婚の支援	ライフデザインを考えるきっかけとなった生徒の割合	100%	83%
		出会いの機会・場についての情報発信の回数	20 回	10 回
	就労支援	正社員の求人数のうち充足された求人の割合 (正社員の充足率)	18.8%	11.3%
		就職面接会参加企業の満足度	70%	61%

基本目標 2 子育てや子ども・若者の成長を支援します

基本施策		指標名	令和 11 年度 末 (目標)	令和 5 年度 末 (実績)
子ども・若者の権利の保障	人権啓発イベント参加者の人権問題の理解度	99%	98.4%	
	こども・若者のご意見箱の投稿数	60 件	5 件 (令和 6 年 10 月末)	
多様な居場所の確保	子ども食堂の設置数	50 か所	32 か所	
	まなびの場づくり事業の講座数	300 講座	286 講座	
子どもの貧困対策の推進	学習支援事業の実施か所数	6 か所	5 か所	
	自立相談における支援プランの作成率	50%	48.7%	
障がいのある子ども・若者の支援の充実	知的障がい者青年教室における活動を通じて知的障がい者に対する理解が深まったと回答したボランティアの割合	91%	—	
	希望者に対して医療的ケアを実施した割合	100%	100%	
児童虐待の未然防止、早期発見、支援	サポートプランに基づいた支援を行っている子どもの数	120 人	90 人 (令和 6 年度見込)	
	合同 (児童福祉・母子保健) ケース会議で協議を行ったケース数	24 件	12 件 (令和 6 年度見込)	
子ども・若者のこころの健康づくり、不登校・ひきこもり・自殺対策の推進	90 日以上欠席している不登校児童生徒のうち、専門家又は専門機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合	小学生 82.5% 中学生 77.5%	小学生 74.7% 中学生 68.5%	
	自殺死亡率 (人口 10 万人当たり)	13.0 以下 (令和 6 年～ 令和 10 年平均)	15.1 (平成 30 年～ 令和 4 年平均)	
安心して外出できる環境の整備	コミュニティ協議会等が設置する防犯カメラの設置費補助件数 (累計)	185 件	125 件	
	市民活動団体と健全育成団体が連携できた地域数 (累計)	36	3	

基本目標3 安心して子育てができる環境を確保します

基本施策	指標名	令和11年度末(目標)	令和5年度末(実績)
妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減	子育ての経済的支援制度を利用してよかったと思う人の割合	68%	65.1%
	不妊治療支援事業のアンケートで「経済負担が減り助かっている」と答えた助成申請者の割合	74%	71%
地域における子育て支援の充実	たかまつファミリー・サポート・センターのまかせて会員数	610人	595人
	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員(コーディネーター)を配置している小学校数	20校	0校
ワーク・ライフ・バランスの推進	放課後児童クラブ入会申請児童に対する入会児童数の割合	100%	98.3%
	妊娠中、職場からの配慮があったと思う人の割合	95%	92.3%
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等相談のうち支援等解決した割合	90%以上	94.4%
	ひとり親家庭の父母からの就労相談のうち解決した割合	80%以上	78%
子育て情報提供の充実	子ども・子育て関連サイトのアクセス件数	70,000件	65,320件
	子育て支援アプリの登録率(0歳~6歳児の保護者)	50%	36.2%